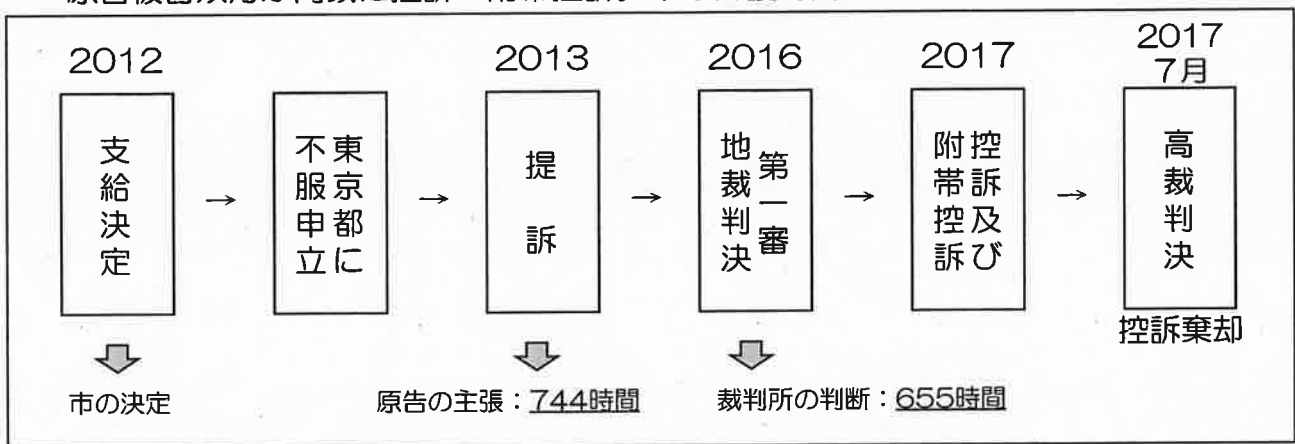


## 介護給付費の支給量に係る訴訟の判決について

本件について、7月20日に高裁の判決が出ましたので、以下のとおり報告いたします。

### 1 これまでの経過

- ・市が支給決定した時間を不服とし、原告は月744時間の支給を求め提訴
- ・第一審判決では、月655時間を下回らない時間とするのが妥当という判断
- ・原告被告双方が高裁に控訴・附帯控訴。市は介護時間の算出基準の明確化を主張



### 2 高裁判決の内容

第一審判決を相当とし、本件控訴及び附帯控訴いずれも棄却とする

### 3 判決後の状況について

- ・原告被告とも最高裁には上告せず
- ・市は、判決を踏まえ、8月1日以降の原告の重度訪問介護支給量の見直しを実施

### 4 判決の影響について

- ・今回の判決は、あくまでも原告との間において法的効力を持つもの
- ・また、2012年の支給決定時点における支給量について判断したもの
- ・そのため、原告以外の重度訪問介護を受けている方に及び影響はありません